

令和2年 第7回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 令和2年5月21日（木） 午後3時00分
 場 所 役場第二庁舎
 出席者 本庄教育長、武岡教育長職務代理者、寺田委員、小林委員、佐々木委員
 出席職員 大畑教育部長、北村学校教育課長、山谷学校教育課参事、石川社会教育課長、
 須藤子ども未来課長、山下子ども未来課参事、玉木学校教育課主幹
 傍聴者 なし

【開会の宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和2年第7回当別町教育委員会定例会を開催致します。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しています日程表により議事に入ります。
【日程第1】 教育長	日程第1、報告第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	（提案の説明） 只今、議題となりました報告第1号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、1頁から2頁まで、別冊では、1頁をご高覧下さい。 本件につきましては、当別町PTA連合会役員交代に伴い、令和2年4月30日付け当別町社会教育委員会委員の解職について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。詳細につきましては、議案書の2頁に記載の「当別町社会教育委員会委員」をご高覧いただきたいと思います。 よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第1号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第1号は原案のとおり承認致しました。

<p>【日程第2】 教育長</p>	<p>日程第2、報告第2号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明) 只今、議題となりました報告第2号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、3頁から4頁まで、別冊では、1頁をご高覧下さい。 本件につきましては、当別町PTA連合会役員の交代に伴い、令和2年5月1日付け当別町社会教育委員会委員の委嘱について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。詳細につきましては、議案書の4頁に記載の「当別町社会教育委員会委員」をご高覧いただきたいと思います。 よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>
<p>教育長 教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等はございますか。 他にございませんか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第2号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第2号は原案のとおり承認致しました。</p>
<p>【日程第3】 教育長</p>	<p>日程第3、報告第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明) 只今、議題となりました報告第3号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、5頁から6頁まで、別冊では、2頁をご高覧下さい。 本件につきましては、当別町PTA連合会役員の交代に伴い、令和2年4月30日付け当別町子ども・子育て会議委員の解職について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。 詳細につきましては、議案書の6頁に記載の「当別町子ども・子育て会</p>

	<p>議委員」をご高覧いただきたいと存じます。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第3号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第3号は原案のとおり承認致しました。</p>
【日程第4】 教育長	<p>日程第4、報告第4号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました報告第4号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、7頁から8頁まで、別冊では、2頁をご高覧下さい。</p> <p>本件につきましては、当別町PTA連合会役員の交代に伴い、令和2年5月1日付け当別町子ども・子育て会議委員の委嘱について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第4号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第4号は原案のとおり承認致しました。</p>
【日程第5】 教育長	<p>日程第5、報告第5号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>

<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました報告第5号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、9頁から10頁まで、別冊では、3頁をご高覧下さい。</p> <p>本件につきましては、当別町PTA連合会役員の交代に伴い、令和2年4月30日付け当別町要保護児童対策地域協議会委員の解職について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。詳細につきましては、議案書の10頁に記載の「当別町要保護児童対策地域協議会委員」をご高覧いただきたいと思います。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第5号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第5号は原案のとおり承認致しました。</p>
<p>【日程第6】 教育長</p>	<p>日程第6、報告第6号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました報告第6号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、11頁から12頁まで、別冊では、3頁をご高覧下さい。</p> <p>本件につきましては、当別町PTA連合会役員の交代に伴い、令和2年5月1日付け当別町要保護児童対策地域協議会委員の委嘱について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。詳細につきましては、議案書の12頁に記載の「当別町要保護児童対策地域協議会委員」をご高覧いただきたいと思います。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第6号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第6号は原案のとおり承認致しました。</p>
<p>【日程第7】</p> <p>教育長</p>	<p>日程第7、報告第7号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました報告第7号認定こども園「おとぎのくに」における公私連携協定検証報告につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては13頁を、別冊では「認定こども園『おとぎのくに』における公私連携協定検証報告書(令和元年度)」をご高覧ください。</p> <p>公私連携幼保連携型認定こども園として開始した認定こども園「おとぎのくに」の公私連携協定にかかる検証を行いましたので、委員会に報告するものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。</p>
<p>子ども未来課長</p>	<p>ご説明申し上げます。議案書につきましては、13頁になります。説明につきましては、別冊の報告第7号関係資料により説明をさせていただきます。</p> <p>関係資料の1頁をご高覧願います。はじめに、認定こども園「おとぎのくに」につきましては、昨年、平成31年4月に町立ふとみ保育所から、公私連携型の認定こども園に移行し1年が経過いたしましたので、この度、運営法人であります社会福祉法人高陽福祉会と取り交わしております「公私連携協定」に基づくこども園の活動状況について検証を行いましたので、報告させていただきます。</p> <p>認定こども園おとぎのくには、石狩管内唯一の“公私連携型”の認定こども園であります。公私連携型認定こども園の法律上の規定につきましては、平成27年度施行の子ども子育て支援新制度において新たに導入された運営形態で、民間事業者の良い部分を活かしながら、協定に基づき、町が関与することで官民が連携し、子どもたちへのより良い教育・保育活動を行える形態として規定されているものでございます。</p> <p>町の関与につきましては、町と法人とで公私連携協定を取り交わしており、その公私連携協定の履行状況等について、本資料2頁以降に記載をし</p>

ております。

本資料の2頁の検証項目について何点かご説明をさせていただきます。

初めに、検証項目①でございます「バランスの取れた様々な体験活動の実施について」でございますが、従来より実施をしております地引網や乗馬、田植え、外国人講師による英語遊びなど、特色的な体験活動実施のほか、昨年度は礼儀や体感を育成するマナーキッズプロジェクトの実施や読み聞かせの充実に向けた絵本の毎月提供など、新たな取り組みも行ってまいります。

次に、検証項目②の幼保小の一貫した教育活動の推進につきましては、西当別小学校との連携した活動の実施をはじめ、「当別町幼保小接続プログラム」の作成においても、「おとぎのくに」の園長や主幹保育教諭も加わり、本年3月に作成することができております。

また、⑧の項目にあります園バスにつきましても、幼稚園バスを1台新たに導入し、園児の送迎や移動範囲を広げた教育活動に活用している状況です。

次に、3頁をご高覧願います。検証項目⑬にあります認可基準に適合した設備や職員配置など運営全般については、本年1月16日に教育委員会子ども未来課と石狩振興局とで運営指導監査を実施し、各基準に適切に対応した運営がなされていることを確認しております。

また、(2)プロポーザルでの提案事項の実施につきましても、具体的な取り組みがなされており、③の項目にあります施設設備の充実につきましては、乳児室の床の改修や園舎内ののぼり棒の設置、また、すべての照明器具類のLED化をはじめ、経年劣化により故障した水回り個所の修繕等を法人が行ってきております。

なお、令和2年度には、調理室のオープン設備の導入、令和3年度には、新たな園庭遊具の設置を予定しているとのことでございます。

このように、認定子ども園移行初年度においては、協定を順守し、子どもたちへの教育・保育の活動や環境の充実に努められており、評価できるものと考えております。

また、今年度においては現在、コロナウイルス対策についても、教育委員会事務局と連携を取りながら、小・中学校の動きと足並みを揃えた対応を行っており、最大限の感染防止対策に取り組んでいる状況です。

最後になりますが、質の高い幼児教育活動を行うためには、引き続き、教育委員会と法人との連携協力が大切であると同時に、もう一つの課題であります保育士確保対策についても、連携した取り組みが必要と考えているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

教育長	ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等はございますか。
武岡委員	別冊資料③に「一般型一時預かり事業」と「幼稚園型一時預かり事業」とありますが、両者の違いについて確認させてください。
子ども未来課長	「一般型一時預かり事業」については、協定第1条にありますとおり、一般の児童を一時的に預かる場合に活用できる一時預かり事業です。「幼稚園型一時預かり事業」については、こども園を利用されている方の中で幼稚園登録をされている児童が対象となりますが、幼稚園が午後2時45分で終了することになりますので、それ以降の夕方の時間帯に利用するのが「幼稚園型一時預かり事業」です。
教育長	ここでいう「一般」とはどのような意味でしょうか。
子ども未来課長	幼稚園登録をされていない児童であっても、誰でも利用できるという意味です。
教育長	ここでいう「夕方」とは、いつまでの時間を指しますか。
子ども未来課長	こども園が終了する午後7時45分までとなります。
寺田委員	別冊3頁(2)②で、「年度当初は保育士配置国基準以上の職員を配置」とありますが、この部分について詳しく説明していただきたいです。
子ども未来課長	保育所の子どもの人数に対する保育士の配置人数は、国の基準により定められております。「おとぎのくに」におきましても、年度当初の4月1日には、国の基準を上回る人数の保育士を配置してスタートしております。ただ、保育所の運営については、途中から入所される児童がおります。5月、6月、7月と児童が入ってきますと、当初多く配置していた保育士も、国の基準の一人ということになります。実際には、9月までは基準を超えた保育士配置ができておりましたが、それ以降については、国の基準どおりの体制で児童を受け入れる状況になっております。
武岡委員	別冊資料③に「障がい児保育事業を実施」とありますが、対象となる児童は、小学校に入ると、特別支援教育の免許を持つ先生に教えてもらえますが、幼稚園・保育園には、資格を持った方はいらっしゃいますか。
子ども未来課長	幼稚園については、障がい児保育の指導員の専門資格はございません。

<p>武岡委員</p> <p>子ども未来課長</p> <p>教育長</p> <p>子ども未来課長</p> <p>教育長</p>	<p>ただし、こども園で、障がいを持つ児童に対応する保育士には、継続的に、障がい児保育に関する研修を受けていただいて、その中で適切な対応を学んでいただく形を取っております。</p> <p>そのシステムは、どの幼稚園でも同じでしょうか。</p> <p>同じでございます。</p> <p>障がい児保育については、現在何名の保育士で担当していますか。</p> <p>3～4名だったかと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第7号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第7号は原案のとおり承認致しました。</p>
<p>【日程第8】</p> <p>教育長</p>	<p>日程第8、議案第1号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました議案第1号当別町要保護及び準要保護児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、14頁から15頁まで、別冊では、4頁から5頁までをご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、就学援助費支給対象者の認定基準を拡充するため、規則の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明いたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ご説明申し上げます。議案書につきましては、14頁から15頁まで、別冊では、4頁から5頁までをご高覧ください。</p> <p>内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により失業、又は、</p>

	<p>収入が減少したことによる就学援助費支給対象者の認定基準を拡大しようとするものであります。従前では、前年収入を元に支給対象者の認定を行っていましたが、昨今の状況を鑑み、令和2年に入ってから収入状況なども認定基準とすることとしております。</p> <p>併せて、お手元の資料の中に、A4の紙があるかと思えます。こちらは「当別町における新型コロナウイルス緊急支援対策（案）」ですが、こちらの項目におきましては、8番目の個人向けの中のNo.8ということで、今回の要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業ということで、町全体の新型コロナウイルス対策にかかる支援策の一環として、今回、規則を変更しているところでございます。</p>
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等がございますか。
小林委員	金額はどの程度になりますか。
学校教育課長	それぞれ支給対象が決められておりまして、規則に定められている金額を支給することになります。今回の改正については、先ほども申しあげたとおり、収入の判定基準を前年度収入としていたところを、現年収入でも判定の材料とさせていただきますが、金額については、現行の支給額を適用させていただくというように考えております。
小林委員	前年度収入から下がった結果、収入額が生活保護基準の1.3倍以下になれば対象になるということですか。
学校教育課長	そのとおりです。
小林委員	生活保護基準とはどの程度の額ですか。
学校教育課長	扶養する人数などによって数字に差が生じるので、一概には言えませんが、例として、2人世帯の方であれば、およそ189万円未満、4人世帯であれば、およそ302万円未満となります。この例においても、状況によっては判定基準外となります。
小林委員	1.3倍というのは、どのような根拠による数値ですか。
学校教育課長	町独自の数値となります。地方公共団体によっては、1.2倍や1.4倍ということもありますが、当別町においては1.3倍を基準として試算しております。

教育長	この基準は、自治体で決めていいものなのですか。
学校教育課長	そのとおりです。石狩管内における平均的な基準となっております。
教育長	適用は公布の日からということですが、周知はどのように行いますか。
学校教育課長	H P、広報、各学校へのチラシ配布により、速やかに行います。
教育長	他にございませんか。 なければ、質疑を打ち切り、議案第 1 号は原案のとおり決定してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第 1 号は原案の とおり決定致しました。
【日程第 9】 教育長	日程第 9、協議案第 1 号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました協議案第 1 号当別町立学校設置条例の一部を改 正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につき ましては、16 頁から 18 頁まで、別冊では、6 頁から 7 頁までをご高覧 ください。 本件につきましては、令和 4 年に開校予定の義務教育学校設置にあたり 、「当別町立とうべつ学園」の設置並びに当別町立当別小学校及び当別 町立当別中学校を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであ ります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長から説明いたします。
学校教育課長	ご説明申し上げます。議案書につきましては、16 頁から 18 頁まで、 別冊では、6 頁から 7 頁までをご高覧ください。 本件につきましては、令和 2 年第 2 回当別町教育委員会定例会におきま して、議案第 3 号として上程し、委員各位の決定をいただいた案件であり

	<p>ます。</p> <p>また、令和2年第1回当別町議会総務文教常任委員会におきましても、報告した案件であります。</p> <p>新たな義務教育学校の校名であります「当別町立とうべつ学園」につきましては、既にご承知をいただいておりますが、町の条例であります「当別町立学校設置条例」を改める必要があるため、協議案として上程するものであります。</p> <p>「当別町立とうべつ学園」の設置とともに、当別小学校及び当別中学校を廃止しようとするものであります。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第1号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第1号は原案のとおり了解致しました。</p>
【日程第10】 教育長	<p>日程第10、協議案第2号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました協議案第2号 当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、19頁から21頁まで、別冊では、8頁から9頁までをご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、子ども未来課参事から説明いたします。</p>
子ども未来課参事	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>本町において、当該事業所はおりませんが、0歳から2歳児までの保育を行う小規模保育事業所で、3歳以降の受け入れ先の保育所等の確保を小</p>

	<p>規模保育事業所が行うこととしていたところ、国の基準改正により、町においても、3歳以降の受け入れ先の保育所等の確保を調整することができるよう明言化されたことにより、所要の改正を行うため、条例を改正するものであります。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。</p>
教育長	<p>小規模保育事業所とは、どのような施設を指しますか。</p>
子ども未来課参事	<p>0～2歳児が19名以下の保育所となります。実際に受け入れができる年齢といたしましては、0歳児、1歳児、2歳児であり、3歳以上の子どもについては、小規模保育事業所では受け入れできないということになっておりますので、それ以降の受け入れ先を基本的には当該事業所が探すことになっていましたが、こちらについて、当別町でも調整を行えるようになります。</p>
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第2号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第2号は原案のとおり了解致しました。</p>
【日程第11】 教育長	<p>日程第11、協議案第3号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました協議案第3号当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、22頁から24頁まで、別冊では、10頁から12頁までをご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、子ども未来課参事から説明いたします。</p>

子ども未来課参事	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>本町において、当該事業所はありませんが、0歳から2歳児までの保育を行う家庭的保育で、3歳以降の受け入れ先の保育所等の確保を小規模保育事業所が行うこととしていたところ、国の基準改正により、町においても、3歳以降の受け入れ先の保育所等の確保を調整することができるように明言化されたこと、及び訪問型保育事業における利用対象者に保護者の疾病、疲労や身体上、精神上、環境上の理由により養育が困難な方を加えるため、所要の改正を行うものであります。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第3号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第3号は原案のとおり了解致しました。</p>
<p>【日程第12】</p> <p>教育長</p>	<p>日程第12、協議案第4号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました協議案第4号当別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、25頁から27頁まで、別冊では、13頁をご高覧ください。</p> <p>本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、子ども未来課参事から説明いたします。</p>
子ども未来課参事	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>放課後児童支援員認定資格については、都道府県及び政令都市が実施した研修終了者としていましたが、国の基準が改正されたことに伴い、中核市が実施する研修終了者でも資格が得られるようになったことにより、所要の改正を行うため、条例を改正するものであります。</p>

教育長	ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。
武岡委員	中核市というのは、北海道で言えばどの程度の規模の市になりますか。
子ども未来課参事	中核市については、おおむね人口20万人以上の市で、都道府県から一定の権限が与えられます。北海道内では、旭川市、函館市が該当します。
教育長	他にございませんか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第4号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第4号は原案のとおり了解致しました。
【日程第12】 教育長	日程第12、協議案第5号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました協議案第5号令和2年度6月補正予算につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書につきましては、28頁から30頁までをご高覧ください。 本補正予算につきましては、歳入において、156万7千円を増額し、歳出において、197万8千円を増額しようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、学校教育課長、子ども未来課参事から説明いたします。
学校教育課長	ご説明申し上げます。はじめに、学校教育課所管分を説明いたします。議案書の30頁 歳出をご高覧下さい。 9款 教育費 1項 教育総務費 5目 学校給食費 におきまして、35万8千円を増額しております。 内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校臨時休業措置により給食加工業者(米飯・パン)に対し、補償を行うものであります。 次に、29頁 歳入をご高覧下さい。16款 国庫支出金 2項 国庫補助金 6目 教育費国庫補助金 におきまして、26万8千円を増額し

	<p>ております。</p> <p>歳出 9款 教育費 1項 教育総務費 5目 学校給食費 におきまして、説明を申し上げました補償の財源を計上しております。</p> <p>なお、今回の6月補正予算の他に調整中のものがございます。お手元の資料「当別町における新型コロナウイルス緊急支援対策（案）」をご高覧下さい。</p> <p>学校教育課におきましては、個人向けのNo.3「GIGAスクール構想の早期実現」、No.4「スクールバス運行事業感染症対策」、No.8「当別町要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業」としてありますが、事業費や財源などの調整に時間を要している事業もありますので、内容等が精査でき次第、教育長臨時代理とさせていただきます、後日、委員各位にご報告申し上げたいと存じます。</p> <p>併せまして、6月当別町議会定例会に補正予算として、上程させていただきます。</p>
子ども未来課参事	<p>ご説明申し上げます。議案書30頁 歳出をご覧ください。</p> <p>3款 民生費 2項 児童福祉費 3目 保育所費 私立保育園委託料162万円につきましては、札幌市内の私立保育所の通園の希望があったことにより、保育所に対する公定価格相当額を支払うため、委託料を新設し補正するものであります。</p> <p>この財源としまして、議案書29頁 歳入をご覧ください。</p> <p>14款 分担金及び負担金 2項 負担金 1目 民生費負担金 において、保育所保育料33万6千円を増額、16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 において保育施設等給付費64万2千円を増額、17款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 において、保育施設等給付費32万1千円を増額しております。</p> <p>なお、学校教育課と同様に、子ども未来課におきましても、今回の6月補正予算の他に調整中のものがございます。</p> <p>個人向けのNo.2「当別町子育て応援商品券の交付」としてありますが、事業費や財源などの調整に時間を要しておりますので、内容等が精査でき次第、教育長臨時代理とさせていただきます、後日、委員各位にご報告申し上げたいと存じます。</p> <p>併せまして、6月当別町議会定例会に補正予算として、上程させていただきます。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p>

小林委員	No.3「GIGAスクール構想の早期実現」について、金額を調整中ということでしょうか。
学校教育課長	金額について、精査しているところでございます。
小林委員	内容については、校内のLAN環境を整備するということによろしいでしょうか。
学校教育課長	そのとおりです。
教育長	他にございませんか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第5号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第5号は原案のとおり了解致しました。
【閉会の宣言】 教育長	以上で、本日の日程は、すべて終了致しました。 令和2年第7回当別町教育委員会定例会を閉会致します。
教育長	引き続き、事務局から報告・連絡等をお願いします。 ◆学校教育課長より説明 ○令和2年度教科書展示会について ○義務教育学校の建設スケジュールについて ◆学校教育課参事より説明 ○義務教育学校の校章デザインについて ◆新型コロナウイルス感染症関連 ○マスク等の寄贈・グラウンド整備への協力について ○当別町新型コロナウイルス感染症対策本部資料について ○子どもプレイハウス・認定こども園の利用状況について ○今後の学校再開に向けたスケジュールについて ○GIGAスクールに係る端末の導入見込みについて ○社会教育施設の休館状況・図書館の改修工事について
教育長	次回の定例会の日程であります、令和元年6月24日(水)午後2時から役場3階中会議室での開催を予定していますので、よろしくお願

	<p>ます。</p>
--	------------

以上で、すべてを終了させていただきます。お疲れ様でした。

閉会 午後4時40分